

第11期 杉並区分別収集計画

令和7年8月策定

1 計画策定の意義

杉並区では、2050年ゼロカーボンシティを目指し、地球温暖化防止にも資する循環型社会の実現に向けて、一層のごみの減量と資源化を推進していくため、令和4年5月に新たな杉並区一般廃棄物処理基本計画（2022～2030）を策定した。

当該計画に基づき、ごみと資源の減量及び資源化を進めており、ごみの量は着実に減少し、資源化の推進が図られてきた。しかし、依然としてごみの中に分別対象である資源物が多く含まれており、令和6年度家庭ごみ排出状況調査では、資源物が可燃ごみの中の約13.86%を占めていた。現在東京都で埋め立てをしている最終処分場の延命化のためにも、区、区民、事業者等が協働してごみ・資源の発生抑制及び更なる分別の徹底により資源化の推進を図る必要がある。

本計画はこのような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条の規定に基づき、ごみの最終処分量の削減に向けて、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進するための具体的な方針や数値を示したものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、容器包装以外のプラスチック使用製品（以下、「製品プラスチック」という。）の分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進し、地域における資源循環の更なる深化を図るものである。

本計画を推進することにより、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に寄与することとなる。

2 基本の方針

本計画では、杉並区総合計画・実行計画及び杉並区環境基本計画との整合を図り、杉並区一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえている。区、区民、事業者等が同じ目標を共有し、それぞれの立場で各々の強みを最大限に發揮することで、ごみ減量やリサイクル推進に一体的に取り組むことを本計画の基本の方針とする。

3 計画期間

計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	37,431t	37,142t	36,871t	36,620t	36,387t
製品プラスチック	3,816t	3,753t	3,691t	3,630t	3,570t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制及び適正処理のために次の方策を実施する。

① 環境学習の充実

将来を担う子どもたちにごみ問題や循環型社会について関心を持ってもらうため、保育園や小学校を中心に教材やゲーム、体験学習用スケルトン清掃車（ごみパックン号）を用い、楽しく理解してもらう出前環境学習を継続する。また、家庭で取り組めるごみの減量・資源化の意識啓発に向けた事業を開催するとともに、より多くの区民が、環境配慮への意識づけやその行動を学ぶ機会となるよう、幅広い世代、単身世帯や外国人など多様な区民へ向けた効果的な学習ツールを工夫する。更に、今後新たに映像などを使ったより効果的な実施方法を検討する。

② 資源分別の周知の徹底

毎年全戸配布している「ごみ・資源の収集カレンダー分け方・出し方」のほか、分別方法等を記載したちらしや清掃情報誌等の配布、多言語（英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語）にも対応したスマートフォン向けのアプリケーションによる資源分別等の周知を行う。また、イベント開催時にパネル等でリサイクルの流れや排出時の注意点に関する周知を行うことにより、分別に対する意識向上を図る。

町会・自治会などの地域団体、不動産関連団体や住宅管理者などに協力を仰ぎ、区民、事業者等との協働により、転入時など様々な機会に杉並区の分別ルールを周知徹底し資源化を促す。

なお、分別されていない廃棄物が集積所に排出された際は、警告シールを貼付し集積所に残することで排出者に注意喚起を促す。更に、必要に応じて排出物の袋等を開封して中身を調査し、排出者を特定して直接指導・助言等を行い適正な分別を促す。

③ 集団回収への支援

集団回収は区民が主体となった自主的なリサイクル活動であり、各実施団体内での適切な分別が良質な資源の確保につながる。しかし、団体構成員の高齢化などに伴い、実施団体、資源回収量ともに減少しているため、実施団体への物品や報奨金の支給を引き続き行うとともに、活動が継続できるよう支援の充実を図る。

④ ワンウェイプラスチック削減の取組

区立施設に給水機を設置することで、マイボトルの普及促進を図るとともに、イベント開催時のリユース容器貸出事業等により、使い捨て容器の削減に取り組む。

また、区内の高校、大学及び環境団体等で構成するマイバッグ推進連絡会を開催し、イベント開催等における普及啓発を推進していく。

⑤ 容器包装を減らす取組の促進

事業者に拡大生産者責任の考え方を周知し、過剰包装やワンウェイプラスチックの使用量削減、不要になった容器包装を店頭回収するなど、自主的な取組を実施するよう働きかける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、区民の協力度、収集機材、資源化施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	かん
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器	
無色のガラス製容器	びん
茶色のガラス製容器	
その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	古紙(紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙(段ボール)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	古紙(雑誌・雑がみ)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器 であって飲料又はしょゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度					
主としてスチール製の容器	746t	736t	727t	718t	709t					
主としてアルミ製の容器	911t	900t	889t	878t	867t					
無色のガラス製容器	(合計) 1,784t	(合計) 1,748t	(合計) 1,714t	(合計) 1,680t	(合計) 1,647t					
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 1,784t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 1,748t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 1,714t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 1,680t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 1,647t
茶色のガラス製容器	(合計) 701t	(合計) 682t	(合計) 663t	(合計) 645t	(合計) 627t					
	(引渡量) 589t	(独自処理量) 112t	(引渡量) 573t	(独自処理量) 109t	(引渡量) 557t	(独自処理量) 106t	(引渡量) 542t	(独自処理量) 103t	(引渡量) 527t	(独自処理量) 100t
その他のガラス製容器	(合計) 1,567t	(合計) 1,538t	(合計) 1,510t	(合計) 1,482t	(合計) 1,454t					
	(引渡量) 1,426t	(独自処理量) 141t	(引渡量) 1,400t	(独自処理量) 138t	(引渡量) 1,374t	(独自処理量) 136t	(引渡量) 1,348t	(独自処理量) 133t	(引渡量) 1,323t	(独自処理量) 131t
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	26t	26t	26t	26t	26t					
主として段ボール製の容器	6,520t	6,383t	6,249t	6,117t	5,988t					
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの※	—	—	—	—	—					
主としてポリエチレンテフラーート(PET)製の容器であつて飲料又はしょう油を充てんするためのもの	(合計) 2,708t	(合計) 2,819t	(合計) 2,934t	(合計) 3,054t	(合計) 3,178t					
	(引渡量) 700t	(独自処理量) 2,008t	(引渡量) 700t	(独自処理量) 2,119t	(引渡量) 700t	(独自処理量) 2,234t	(引渡量) 700t	(独自処理量) 2,354t	(引渡量) 700t	(独自処理量) 2,478t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 4,367t	(合計) 4,352t	(合計) 4,338t	(合計) 4,324t	(合計) 4,310t					
	(引渡量) 4,367t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 4,352t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 4,338t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 4,324t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 4,310t	(独自処理量) 0t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 309t	(合計) 308t	(合計) 307t	(合計) 306t	(合計) 305t					
	(引渡量) 309t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 308t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 307t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 306t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 305t	(独自処理量) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

= 直近年度の特定分別基準適合物等の収集量×人口変動率×前年度比の平均値（5年）

※当該算定に用いる「直近年度の特定分別基準適合物等の収集量」については、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な排出傾向の変動を避けるため、令和2年度及び令和3年度の収集量を除外した上で、直近5年間の平均値により算定している。

※製品プラスチックの量の見込みについては、上記の計算式に、モデル回収を区全域で実施した場合の人口倍率と、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の品質調査結果に基づくプラスチック製容器包装に含まれる製品プラスチックの割合を乗じて算出している。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

かん、びん、古紙は町会・自治会の地域団体等による集団回収も活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

選別・圧縮・梱包等の中間処理及び保管は、いずれもすべて区が委託する民間事業者の施設において行う。

今後、ごみの減量やリサイクルを実施していくためには資源化施設や保管施設が必要不可欠であるため、引き続き現在の施設の確保に努めるとともに、事業の安定的・効率的な運営に努めていく。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。